

地域産業保健センターのご利用について

三重産業保健総合支援センターの地域窓口として、県内に8か所の地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

提供するサービスは無料です



健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業者が医師から意見を聴くことができます。

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調の労働者対応について、相談・指導を行います。



ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレス者であるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。



個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



健康診断をやりっぱなしにしていますか？

事業者は、健康診断の結果異常の所見があると診断された労働者（有所見者）の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません。
【労働安全衛生法第66条の4】

◆ 一般健康診断の実施とその後の主な流れについて



《健康診断結果措置指針》
労働者50人未満の事業場においては、地域産業保健センターの活用を図ること等が適当であるとされています。
※事業場所在地の担当地域産業保健センターへお申し込みください。
ご利用申込書はHPよりダウンロードできます。

[みえさんぽ](#) [検索](#)

特に健康保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師または保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。（安衛法第66条の7）

総合窓口



独立行政法人 **johas**
労働者健康安全機構 **三重産業保健総合支援センター**

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番4 三重県医師会館5階
TEL:059-213-0711 FAX:059-213-0712
E-mail:mie-jooohas@mies.johas.go.jp URL:https://www.mies.johas.go.jp

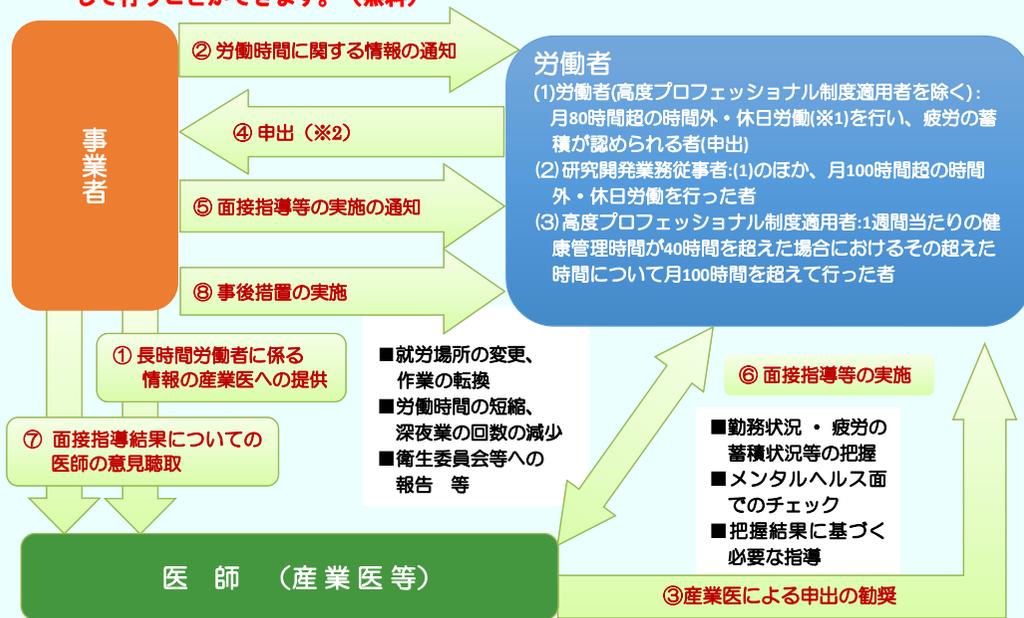
長時間労働者への 医師による面接指導を実施しましょう

◆長時間労働者への面接指導制度の概要

脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下「脳・心臓疾患」という。)の発症が長時間労働との関係性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導又は面接指導に準じた必要な措置を講ずるように努めましょう。



産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場については、地域産業保健センターを活用して行うことができます。(無料)



※1.「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

※2.月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者及び上図(3)の高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申し出がなくても対象となります。

◆時間外・休日労働時間が月80時間を超えたら・・・



事業者

労働者本人に当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。上図(3)労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な措置を実施しなければなりません。労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しなければなりません。

労働者

面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

医師(産業医等)

労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨することができます。(事業場選任の産業医)労働者の勤務状況及び疲労の蓄積状況その他の心身の状況について確認し、事業者の意見聴取に対し意見を述べます。

三重産業保健総合支援センター地域窓口 (地域産業保健センター)一覧



三重県内には、地域ごとに8か所の地域産業保健センターがあります。ご利用については、事業所地域担当のセンターへお問い合わせください。

センター名	所在地	電話	担当地域
		ファックス	
桑名 (火・水・木)	511-0811 桑名市東方尾弓田3038 桑名医師会健康福祉センター2F	0594-25-3481	桑名市、いなべ市 桑名郡、員弁郡
		同上	
四日市 (火・水・木)	510-0087 四日市市西新地14-20 四日市医師会館内	080-9370-2042	四日市市、三重郡
		059-352-8050	
鈴鹿亀山 (火・水・木)	513-0809 鈴鹿市西条5-118-4 鈴鹿市医師会館内	059-384-0230	鈴鹿市、亀山市
		同上	
津 (月・水・金)	514-0002 津市島崎町97-1 津地区医師会館内	059-227-5252	津市
		059-227-5263	
松阪 (火・木・金)	515-0076 松阪市白粉町363 松阪地区医師会館内	0598-21-3308	松阪市、多気郡
		同上	
伊勢 (火・木・金)	516-0035 伊勢市勢田町613-12 伊勢地区医師会館内	0596-26-1020	伊勢市、鳥羽市、志摩市 度会郡
		0596-23-6485	
伊賀 (月・火・水)	518-0823 伊賀市四十九町1929-42 伊賀医師会館内	0595-24-3613	伊賀市、名張市
		0595-24-3409	
東紀州 (火・水・金)	519-4324 熊野市井戸町750-1 熊野市社会福祉センター内	0597-89-6039	尾鷲市、熊野市 北牟婁郡、南牟婁郡
		同上	

◆コーディネーターは常勤ではない為、電話が繋がらない場合があります。その場合は「三重産業保健総合支援センター」へご連絡ください。 TEL059-213-0711

◆ご利用申込書はHPからダウンロードできます。

【三重産業保健総合支援センター】
地域産業保健センター

【<https://www.mies.johas.go.jp/organization/>】

